

平成 29 年度 事 業 計 画 書

社会福祉法人北斗市社会福祉協議会

《基本目標》

『ともに支えあう、安心・安全・福祉のまちづくり』

■基本方針

北斗市民や道民が長年持ち望んでいた北海道新幹線が平成 28 年 3 月 26 日に開業し、この北斗の地から北海道新幹線時代の幕が開けられて間もない同月 31 日、社会福祉法人の経営組織の強化とともに、社会福祉法人の本来の役割を明確化し、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定等を盛り込んだ社会福祉法人制度改革法案が成立しました。この改正法には、事業継続に必要な財産以外に余裕財産がある社会福祉法人は、再投下可能な財産を算定し、この財産を計画的に地域貢献活動等に使うことが義務化されました。

また、同年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、子ども・高齢者・障がい者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱され、その具体的な施策が公表されています。厚生労働省では、この地域共生社会の実現のため、「他人事」になりがちな「地域づくり」を地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みや「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めることとし、本年 2 月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」を今国会に提出しています。この法案の中に、社会福祉法の改正を盛り込み、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念及びこの理念を実現するため、市町村が包括的な支援体制を構築する役割を担うことを明記しています。

これらの制度改正等で求めている「地域づくり」は、すでに介護保険制度の地域包括ケアシステムで取り込まれており、高齢者、障がい者、児童等を分け隔てなく、包括的・総合的に支援する仕組みの構築が拡大されていくものと思われます。

本会では、この「地域づくり」を「介護予防運動から始める地域づくり」として平成 28 年度の事業計画に組み込み、介護予防運動を通して地域住民のつながりや絆を深め、「地域住民が互いに支え合って暮らすことができる地域づくり」の動機づけとしてふまねっと運動普及事業を実施しています。この事業は、ふまねっと運動を地域住民が自ら「通いの場」を創り出して実施するように支援しながら当該運動の普及を図るもので、すでにたくさんの住民の方がこの運動を体験し、地域住民が自ら定期的開催して運動を行っている団体が増えています。本年度からこの事業が北斗市の事業として実施することが決まっており、本会がこれを受託し、参加者の絆の深まりなどから自然発生する生活支援や見守りなどに発展するよう、ふまねっとサポーターとともに実施団体の活動

支援を行ってまいります。

また、本会は、子育てから障がい者、高齢者まで様々な相談支援事業を実施していることから、今後求められる包括的な総合相談支援体制の整備を進めてまいります。

本会は、誰もが支え合う地域共生社会の実現に向けて、町会連合会、民生委員児童委員連合会などの地域組織、社会福祉施設、ボランティア団体をはじめとするさまざまな会員から構成される本会の組織力を生かし、行政や関係機関等との連携を図りながら、地域福祉の推進役としての役割を果たしてまいります。

■ 「ニッポン一億活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)

「地域共生社会の実現」

子供・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPOとの連携や民間資金の活用を図る。

【具体的な施策】

- ・ 地域包括支援センター、社会福祉協議会、地域に根ざした活動を行う NPO などが中心となって、小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援し、2020年～2025年を目途に全国展開を図る。その際、社会福祉法人の地域における公益的な活動との連携を図る。
- ・ 共助の活動への多様な担い手の参画と活動の活発化のために、寄附文化の醸成に向けた取組を推進する。
- ・ 育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制作りを進め、2020年～2025年を目途に全国展開を図る。

【重点的取り組み】

(1) 介護予防から始める地域づくり

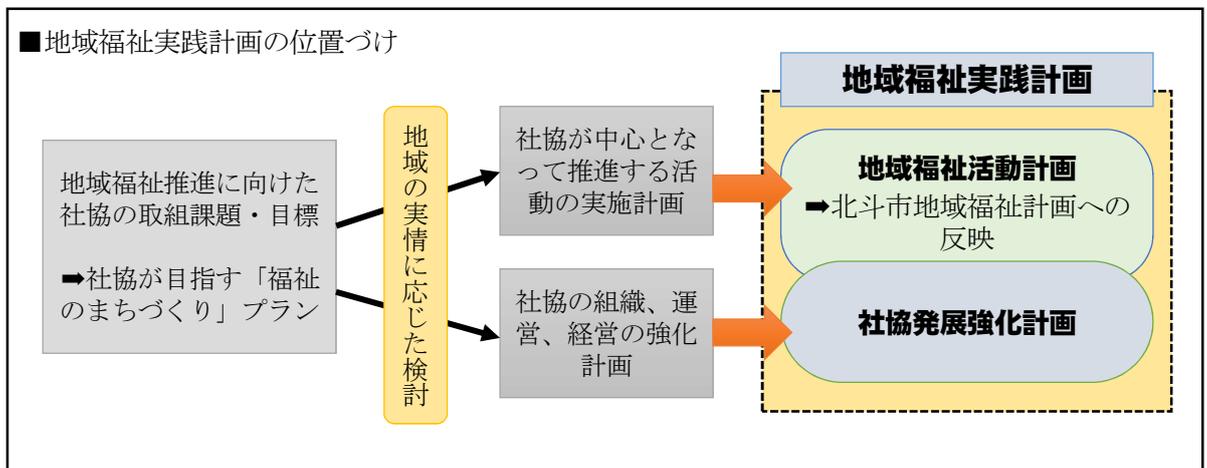
住民同士が気楽に、無理なく集える「ふれあい・いきいきサロン」等による地域づくりの動機づけとして、歩行のバランスや認知症の改善とともに介護予防運動を通して地域とのつながりや絆を深める効果のある「ふまねっと運動」の普及を図り、地域住民やふまねっとサポーターなどのボランティアとともに、これに関わる人々が自発的に「通いの場」から「憩いの場」を作り上げることができるように、ふまねっとサポーターを養成し、その普及に努めます。

(2) 地域包括ケアシステムの推進

地域包括ケアシステムを推進するため、本会内に生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、生活支援サービスの基盤整備等に努めるとともに、介護予防・生活支援サービス等の充実を図ります。

(3) 地域福祉実践計画の策定

「地域福祉活動計画」と「社協発展強化計画」の二本の計画で構成される「地域福祉実践計画」を北斗市が策定する「北斗市地域福祉計画」をもとに、地域福祉実践計画策定委員会を立ち上げて地域福祉実践計画の策定を行います。



(4) 相談支援体制の連携・強化

本会が実施する、心配ごと相談所や北斗市生活相談支援センター（生活困窮者自立相談支援事業）、ファミリーサポートセンター、地域包括支援センター等、子育てから障がい者、高齢者まで様々な相談支援事業の連携強化を図り、総合相談支援体制の整備に努めます。

(5) 職員研修の充実

新たな福祉課題に対応していくため、社協職員の資質の向上と意識改革を目指し、各種研修、講習等に積極的に参加させ、人材の育成に取り組みます。

■事業実施計画

1 地域の課題を共有し、解決していくための地域づくりを目指します

(1) 小地域ネットワーク活動事業

各町内会を単位として、一人暮らしの高齢者や障がい者等の見守り活動や日常生活支援活動を推進し、活動費を助成します。

(2) サロン活動支援事業（一部市委託事業）

町内会やボランティア団体等が会館等を活用し、定期的・継続的に施設を開放しながら、各種の催しを計画し、高齢者等の引きこもりを防いだり、呼びかけすることで、地域とのかかわりを深めるため実施する「サロン活動」を推進し、支援します。

また、ふれあい・いきいきサロンを定期的開催する団体で、介護予防運動に資する運動等を取り入れている団体に対し、活動費を助成します。（市委託事業）

(3) 福祉票事業

要援護者の緊急時の連絡先等を記載する福祉票を配布し、活用してもらうと同時に、その情報を民生委員や小地域ネットワーク（町内会）、または、社協で共有することにより、安心した日常生活の確保を図ります。

(4) 高齢者見守り活動（福祉五目ちらし・サンタクロース活動）事業

- ① 上磯地区の 70 歳以上の一人暮らし高齢者の居宅を訪問し、民生委員の協力のもとで五目ちらしを配布し、安否確認を実施します。（福祉五目ちらし）
- ② 大野地区の 70 歳以上の一人暮らし高齢者の居宅を訪問し、大野農業高校の生徒がサンタクロースに扮して民生委員児童委員等とともに、同校生徒等が制作した作品を配布し、安否確認を実施します。（サンタクロース活動）

(5) 心配ごと相談所開設

本会事務所において、心配ごとなどの「よろず相談所」を通年開設します。

(6) 地域福祉にかかる情報の共有化

地域福祉を推進する上で、町内会や民生委員、行政が地域との方々の情報を共有し、それぞれの共通意識の醸成を図ります。

(7) ふまねっと運動普及事業（一部市委託事業）

住民同士が気楽に、無理なく集える「ふれあい・いきいきサロン」による地域づくりの動機づけとして、歩行のバランスや認知症の改善とともに介護予防運動を通して地域とのつながりや絆を深める効果のある「ふまねっと運動」の普及を図り、これに関わる人々が自発的に「通いの場」から「憩いの場」を作り上げる

ことができるように、ふまねっとサポーターを養成し、その普及を図ります。

2 地域福祉の必要性にかかる意識啓発と地域づくりを主体的に担うことができる人づくりを推進します

(1) ボランティア連絡協議会活動支援

市内のボランティア団体等が加盟する連絡協議会の事務局業務を担い、各種事業の運営を支援するとともに、ボランティア活動費を助成します。

(2) 母子寡婦会活動支援

母子寡婦会の事務局業務を担い、各種事業の運営を支援するとともに、活動費を助成します。

(3) 老人クラブ連合会活動支援

老人クラブ連合会の事務局業務を担い、各種事業の運営を支援するとともに、活動費を助成します。

(4) 身体障害者福祉協会活動支援

身体障害者福祉協会の事務局業務を担い、各種事業の運営を支援するとともに、活動費を助成します。

(5) 遺族会活動支援

遺族会の事務局業務を担い、各種事業の運営を支援するとともに、活動費を助成します。

(6) ボランティア団体活動支援

ボランティア活動を行う高校及び団体に対し、活動費を助成します。

(7) 社協だより発行

社協の事業や福祉団体等の活動を理解していただくための啓蒙活動として、「社協だより」を年4回発行し、町内会の協力を得て全戸配布します。

(8) 社会福祉大会

社会福祉に貢献のあった方々を表彰し感謝の意を表する大会とし、福祉活動の普及・推進のための講演等を実施し、福祉の啓蒙を図ります。

(9) 福祉まつり

福祉の様々な取り組みなどを楽しみながら学ぶ機会として、福祉関係者等が一

同に会し、福祉の啓蒙を図ります。

(10) 福祉講座

テーマを限定した中で、より専門的な福祉を学ぶ機会として福祉講座を実施します。

(11) ボランティア体験講座

施設等の慰問を通して、子ども達のボランティア体験の場を設定します。

(12) 地域福祉・ボランティア活動推進助成事業

趣旨に沿った特別な活動や取り組みを図る団体（小・中学校ほか）に対し、活動費を助成します。

(13) ふれあい広場（おしまコロニー・美しが丘）

障がい者と地域住民とのふれあいを図るための施設主催事業に対し、本会が共催事業として参加し、法人との連携を図ります。

(14) 市民活動サポートセンター事業

高齢者等の生活支援や地域づくりを主な目的として活動する個人または団体を支え、協働による「地域づくり」を進めるとともに、提供会員と依頼会員を登録し、それぞれの会員同士による相互援護活動を支援するとともに、本会が実施する各種事業の協力員等として希望する当該会員の活動を支援します。

3 自立した生活を支援するためのサービス提供を推進します

(1) 居宅介護支援事業

ケアマネジャーを配置し、居宅における介護サービス計画（ケアプラン）の作成及び介護支援を実施します。

(2) 訪問介護事業

居宅における介護（介護保険、自立支援）のため、ヘルパーを派遣し、生活援助や身体介護等を実施します。

(3) 福祉有償運送事業

介護を必要とする方の通院等にかかる移送サービスを実施します。

(4) 成年後見制度における法人後見事業

身寄りがなく、後見人への報酬を支払う資力のない方への法人後見を受任し、

生活の支援を行います。

(5) 日常生活自立支援事業（地域権利擁護事業）（道社協委託事業）

日常生活に支障をきたしている方に対して、生活支援員を配置し、生活支援を行います。

(6) 歳末福祉事業

歳末助け合い募金を活用し、地域における歳末福祉事業を実施します。

(7) 生活福祉資金貸付

道社協からの事務委託により、離職者や低所得者にかかる生活資金の貸付相談、申請、生活支援、返済等にかかる業務を行います。

(8) 生活応急資金貸付

一時的な困窮者の生活に必要な資金の貸付を行います。

(9) 除雪サービス事業（市委託事業）

市が決定した除雪サービス対象者にかかる除雪費用を各町内会等に支出します。

(10) 食の自立支援事業（配食サービス事業）（市委託事業）

配食サービス利用者に対して配食サービスを実施します。

(11) 手話通訳者養成事業（市委託事業）

手話通訳者の養成業務を実施します。

(12) 法外介護サービス事業

介護保険や自立支援等では対応できない介護サービス等を実施します。

(13) ファミリーサポートセンター事業（市委託事業）

子育ての支援を受けたい人（依頼会員）と子育ての援助を行いたい人（提供会員）、その両方を兼ねる人（両方会員）が会員登録し、それぞれの会員同士による子育ての相互援助活動を支援します。

(14) 養育訪問支援事業（市委託事業）

保護者の養育を支援することが必要な児童や保護者に監護させることが不適切と認められる児童及び保護者、または出産後の養育について出産前に支援が必要と認められる妊婦に対し、養育が適切に行われるように養育相談や指導、助言を実施します。

(15) おもちゃサロン（あそ BiBa）事業

年齢に応じた遊び方やおもちゃ遊びを通じた健全育成を目的に、安心して遊ぶことのできる場や保護者の息抜きの場を提供するとともに、保育士等による相談支援を実施します。

(16) 家族介護者交流事業（市委託事業）

重度の居宅介護を行っている家族に対して、介護から一時的に開放し、心身の元気回復を図るため、介護者相互の交流を実施します。

(17) 軽度生活援助事業（市委託事業）

在宅の一人暮らし高齢者等が自立生活を継続とともに、要介護状態への進行を防止するため、軽易な日常生活上の援助を行うヘルパーを派遣します。

(18) 生活管理指導員派遣事業（市委託事業）

基本的な生活習慣が欠如しているなど、社会適応が困難な高齢者に対して、要介護状態への進行を防止するため、ヘルパーを派遣します。

(19) 移動支援事業（市委託事業）

屋外での移動が困難な障がい者に対して、社会生活上必要不可欠な外出の際の移動の支援を行うため、ヘルパーを派遣します。

(20) 外出支援サービス事業（市委託事業）

交通機関の利用困難者に対して、医療機関による検査などの際に、移送用車両により送迎を行います。

(21) 地域包括支援センター事業（市委託事業）

包括的支援業務として、高齢者の総合相談窓口、虐待対応など困難事例の対応等にあたるとともに、介護の要支援認定者等にかかる介護計画作成・支援業務を行います。

(22) 生活困窮者自立支援事業（市委託事業）

本会内に北斗市生活相談支援センターを設置し、生活困窮者や引きこもり、ニート、障害などで働くことに不安を抱えている方などに対して、地域において、自立した生活が送れるよう相談支援、就労準備支援及び家計相談支援を実施します。

(23) 産前・産後サポート事業（市委託事業）

産前・産後のため家事や育児が困難な家庭に、ヘルパーを派遣します。

(24) 生活支援体制整備事業（新規・市委託事業）

介護保険制度の総合事業の推進による地域の資源の開発や多様な主体のネットワーク化等を図るため、本会内に生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、生活支援サービス等の基盤整備を図ります。

4 地域福祉推進のための社協体制の強化を図ります

(1) 理事会・評議員会

理事会では、法人の運営にかかる様々な事案について協議・決定します。

また、評議員会は定款変更や事業計画・予算、あるいは事業報告や決算などの重要事項について審議し決定します。

(2) 安定的・計画的財源の確保

社協事業費の財源である会費や共同募金の減少などは、社協が正にこれから新しく取り組んでいかなければならない地域福祉の推進活動に大きな支障を来たすことから、新たな財源の確保に取り組むとともに、行政や関係機関等とのより一層の連携強化に努めます。

(3) 社協会員増強運動

会費を納めていただく市民や企業などの社協会員をより広げていく運動を実施します。

(4) 役職員研修強化

社協の運営力・経営力の向上を図るため、社協役職員の研修を実施します。

(5) 事務局職員の研修強化

法人運営部門、介護部門等それぞれの専門性を高めるため、計画的・継続的に職員の研修強化を実施し、職員の資質の向上に努めます。

(6) 事務局体制の強化

地域福祉を推進する事業を展開するため、地域福祉部門の体制整備を進めます。

(7) 福祉懇談会

市理事者と本会役員による地域福祉に関する懇談を行い、両者のより一層の連携強化を図ります。

(8) 北斗市共同募金委員会事務局

北斗市共同募金委員会の事務局として、赤い羽根共同募金や歳末たすけあい募金運動を展開する募金活動業務を行います。

(9) 赤い羽根共同募金活動

赤い羽根の共同募金運動として、戸別募金、企業募金、職域・学校募金及び街頭募金等の運動を展開するほか、北斗市公認キャラクター「ずーしーほっきー」を活用したピンバッチを制作し募金活動を実施します。

(10) 歳末たすけあい募金活動

歳末たすけあい運動の一環として、町内会・自治会の協力を得て、戸別募金を中心とした募金活動を実施します。

(11) 保健センター指定管理（市委託事業）

北斗市保健センター及びせせらぎ保健センターの指定管理者として、センターの貸出業務、備品管理及び施設管理等を実施します。

5 その他の事業

(1) 戦没者慰霊会事務局

北斗市戦没者慰霊会の事務局として、戦没者慰霊祭事業を実施します。

(2) 平和祈念祭実施協力

北斗市遺族会事務局として、大野地区戦没者の慰霊を慰めるための平和祈念祭事業を実施します。